

# 社会保険歯科診療報酬点数早見表(1)

(令和4年4月1日実施)

日本歯科医師会

<注> 下記点数のうちゴシックは所定点数、( ) の点数は6歳未満の乳幼児又は著しく歯科診療が困難な者を診療した場合の点数。

	〈 印は施設基準届出が必要〉	外来環 1	時間外	休日	深夜	乳	乳時間外	乳休日	乳深夜	特	乳+特	特導	乳+特導	特連	特地	
			休日・深夜を除く 標準時間外	日曜・祝日 12/29-1/3	午後10時- 午前6時	6歳未満	乳幼児における時間外、休日、深夜の診療	著しく治療が困難な者	治療環境に円滑に対応 できるようにする	特連医療 機関	特連を除く 歯科診療所					
初診	歯科初診料 .....264 歯科初診料(未届の場合)...240	+23	+85	+250	+480	+40	+125	+290	+620	+175	+215	+250	+290	+150	+100	
再診	歯科再診料 .....56 歯科再診料 (未届の場合)...44	明細+1 +3	+65	+190	+420	+10	+75	+200	+530	+175	+185	電子的保健医療情報活用加算 初診時(月1回).....+7(診療情報の取得が困難な場合等...+3) 再診時(月1回).....+4				
医学 管理	印は算定に文書による情報提供が必要な場合															
	歯科疾患管理料 .....100 (初診月).....80	新製有床義歯管理料* (装着月1回に限る) { 困難 .....230 上記以外 190														診療情報提供料 (I)* .....250
	文書提供加算* .....+10	周術期等口腔機能管理計画策定料* .....300 (手術等に係る一連の治療中1回)														歯科診療が困難な者又は歯科訪問診療料算定患者を、 以下に紹介した場合の加算 .....+100
	長期管理加算 (初診月から起算して6月を超えた場合) か強診 .....+120 上記以外 .....+100	周術期等口腔機能管理料 (I)* 手術前 (1回に限り) .....280 手術後 (3月以内、計3回まで) .....190														歯科診療特別対応連携施設、地域歯科診療支援病院、 医科保険医療機関、指定居宅介護支援事業者 歯科診療特別対応連携施設又は地域歯科診療支援病院が 歯科診療実施保険医療機関に紹介した場合の加算...+100
	エナメル質初期う蝕管理加算 (かかりつけ歯科医機能強化型 歯科診療所) .....+260	周術期等口腔機能管理料 (II)* 手術前 (1回に限り) .....500 手術後 (3月以内、月2回まで) .....300														診療情報提供料 (II)* .....500 連携強化診療情報提供料* .....150
	洗口指導加算* (4歳以上16歳未満、修復終了後) .....+40 (注) う蝕多発傾向者が対象	周術期等口腔機能管理料 (III)* (放射線治療、化学療法 (予 定患者含)又は緩和ケアを受ける患者) (月1回) .....200														診療情報連携共有料*(医科との連携) .....120
	総合医療管理加算 .....+50	薬剤情報提供料* (月1回、処方内容変更の場合はその都度) .....10 患者の求めに応じて手帳に記載した場合 .....+3														歯科特定疾患療養管理料 (月2回まで) .....170 共同療養指導計画加算* .....+100
	口腔機能管理料* .....100	歯科治療時医療管理料 (1日につき) .....45														退院時共同指導料1* (在宅療養支援歯科診療所1,2) (1回のみ) 900 (上記以外の歯科診療所) (1回のみ) ...500
	小児口腔機能管理料* .....100	特別管理指導加算 .....+200														
	歯科衛生実地指導料1* (月1回、15分以上指導) .....80 歯科衛生実地指導料2* (月1回15分以上又は合計15分以上) .....100 (歯科診療特別対応連携施設・地域歯科診療支援病院)															
歯周病患者画像活用指導料 .....10 2枚目から1枚につき (1回につき5枚限り) .....+10																
歯科訪問診療料 (1日につき)(初・再診料を含む)																
歯科訪問診療における特掲診療料の加算																
同一建物に居住する患者数																
訪問診療のみ算定																
訪問診療+特別対応加算																
※初診料注1の未届医療機関は<>の点数で算定する																
在宅医療																
通信画像情報活用加算 .....+30																
訪問歯科衛生指導料(20分以上、月4回まで)(文書提供が必要)(訪問診療日より1月以内)																
在宅患者訪問口腔リハビリテーション指導管理料 (20分以上、月4回)																
小児在宅患者訪問口腔リハビリテーション指導管理料 (20分以上、月4回)																
在宅療養在宅療養管理料 (月1回)																
在宅患者緊急時等カンファレンス料 (月2回まで)																
フッ化物歯面塗布処置 (1口腔につき)																
在宅等療養患者専門の口腔衛生処置 (月1回)																
非経口摂取患者口腔粘膜処置 (月2回)																
咬合印象																





# 社会保険歯科診療報酬点数早見表(4)

(令和4年4月1日実施)

日本歯科医師会

<注> 下記点数のうちゴシックは所定点数、( ) の点数は6歳未満の乳幼児又は著しく歯科診療が困難な者を診療した場合の点数。

ブリッジ	ブリッジ (1装置につき)			接着冠 (材料料を含む)			ボンテック (1歯につき) (材料料を含む)							
		5歯以下	6歯以上		前歯	小白歯	大白歯	鑄	金 パ ラ		小白歯	1395		
	印象採得料	282 (423)	334 (501)	金パラ	1003	943	1191			大白歯	1710			
	咬合採得料	76 (114)	150 (225)	銀合金	405	345	359	造	その他	銀合金	大・小白歯	483		
	リテイナー	100 (150)	300 (450)					レジン前装金属			前歯	1947		
	試適料 (前歯部に係る場合)	40 (60)	80 (120)						金 パ ラ		小白歯	1595		
	装着料	150 (225)	300 (450)								大白歯	1770		
	仮着料	40 (60)	80 (120)						その他	銀合金	前歯	1242		
											小白歯	696		
											大白歯	556		
	内面処理加算1 (高強度硬質レジンブリッジ) …… +90 (+135)							冠及びボンテックの修理						
	内面処理加算2 (接着ブリッジ)(接着冠ごとに) …… {1歯…+45 (+68) 2歯…+90 (+135)}							レジン前装金属冠 レジン前装金属ボンテック 60 (90) 106 (159)						
	注) ○5歯以下: 支台歯とボンテック数の合計が5歯以下の場合 6歯以上: 支台歯とボンテック数の合計が6歯以上の場合 ○接着ブリッジは、1歯欠損症例のみで、支台歯のうち1歯以上が接着ブリッジ支台歯の場合。							歯冠継続歯、レジンジャケット冠、ボンテック、高強度硬質レジンブリッジ(修理内容及び部位にかかわらず3歯として算定) 修理 + 人工歯料 70 (105)						
	高強度硬質レジンブリッジ (1装置につき) (材料料を含む) ……4229													
クラウン・ブリッジ維持管理料	クラウン・ブリッジ維持管理料 (補管) (1装置につき) 《文書により情報提供を行った場合に算定》			○クラウン・ブリッジ維持管理料には2年以内における同一部位を含む新たな歯冠補綴物又はブリッジの製作にかかわる費用を含む。 ○クラウン・ブリッジ維持管理中の補綴物の脱離再装着、対象歯の充填治療については、クラウン・ブリッジ維持管理料に含まれる。(装着材料料は別算定) ○クラウン・ブリッジ維持管理の対象となる歯冠補綴物は、インレーを除く金属歯冠修復、チタン冠、レジン前装金属冠、レジン前装チタン冠、硬質レジンジャケット冠、CAD/CAM冠である。				○すべての支台をインレーとするブリッジはクラウン・ブリッジ維持管理の対象としない。 ○乳歯(後継永久歯が先天性に欠如している乳歯を除く)はクラウン・ブリッジ維持管理の対象としない。 ○6歳未満の乳幼児若しくは著しく歯科診療が困難な者を診療した場合、又は歯科訪問診療についてはクラウン・ブリッジ維持管理の対象としない。 ○金属アレルギー患者に対する非金属歯冠修復、CAD/CAM冠及び高強度硬質レジンブリッジについては、クラウン・ブリッジ維持管理料の対象としない。 ○永久歯に対する既成の金属冠による歯冠修復はクラウン・ブリッジ維持管理料の対象としない。						
		歯冠補綴物	5歯以下ブリッジ	6歯以上ブリッジ										
	100	330	440											
有床義歯	印象採得料 (1装置につき)			有床義歯 (装着料・材料料を含む、人工歯料は別算定) 《 》内は歯科訪問診療料のみ算定患者の点数										
	単純印象	簡単なもの	42 (63)											
		困難なもの	72 (108)											
	連合印象		230 (391)											
	特殊印象		272 (462)											
	咬合採得料 (1装置につき)				有床義歯内面適合法 (硬質材料)									
	少数歯欠損 (1床1歯~8歯)	57 (97)												
	多数歯欠損 (1床9歯~14歯)	187 (318)												
	総義歯	283 (481)												
	仮床試適料 (1床につき)				下顎総義歯内面適合法 軟質材料									
少数歯欠損 (1床1歯~8歯)	40 (60)							シリコン系 …… 1596 (2551) 《2436》 6月以内 …… 996 (1531) 《1416》 アクリル系 …… 1530 (2485) 《2370》 6月以内 …… 930 (1465) 《1350》						
多数歯欠損 (1床9歯~14歯)	100 (150)							歯科技工加算1 …… +50 (+85) 《+85》 歯科技工加算2 …… +30 (+51) 《+51》						
総義歯	190 (285)													
床義歯	磁性アタッチメント (材料料を含む)			人工歯料 (有床義歯、ジャケット冠(乳歯))										
				前歯・小白歯	大白歯									
	キーパー付根面板 (キーパー代を含む)	金パラ	1095	1283										
		銀合金	611	621										
	磁石構造体	1037 (1167)												
	鑄造鉤 (材料料を含む)	双子鉤	二腕鉤 (レスト付)											
		大大・大小	犬小・小小	大白歯	小白・犬歯	前歯								
	14 K	1418	1201	1181	962	795								
	金パラ	1275	1053	935	844	800								
	コバルトクロム合金	260	260	240	240	240								
線鉤 (材料料を含む)	双子鉤	二腕鉤 (レスト付)	レストなし											
14 K	783	588	-											
不銹鋼・特殊鋼	231	163	139											
コンビネーション鉤 (材料料を含む、線鉤は不銹鋼・特殊鋼)	大白歯	小白・犬歯	前歯											
鑄造鉤	金パラ	586	541	518										
線鉤	コバルト	274	274	274										
バー (1個につき) (材料料を含む)				補綴隙 (1個につき) …… 65										
屈曲 不銹鋼・特殊鋼	298													
鑄造 {金パラ	2094													
{コバルトクロム合金	476													
保持装置 (1個につき)	+62													
間接支台装置 (1個につき)	111													
				有床義歯修理 (装着料を含む) 《 》内は歯科訪問診療料のみ算定患者の点数				6月以内の修理						
				少数歯欠損 (1歯~8歯)				290 (435)《420》 160 (240)《225》						
				多数歯欠損 (9歯~14歯)				320 (480)《450》 190 (285)《255》						
				総義歯				375 (563)《505》 245 (368)《310》						
				歯科技工加算1 (院内技工士により当日に修理、新たな欠損に対する増歯の場合) …… +50 (+75)《+75》										
				歯科技工加算2 (院内技工士により翌日に修理、新たな欠損に対する増歯の場合) …… +30 (+45)《+45》										
				注) ○印象採得、咬合採得を行った場合はそれぞれの点数を算定する。 ○有床義歯の修理、床裏装の際、人工歯を使用した場合それぞれの人工歯料を別に算定する。										